

令和3年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和3年4月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数等

職名	主な勤務場所	採用予定人数
教育相談員(心理カウンセラー・適応指導教室指導員・不登校ひきこもり相談員)	庁舎/適応指導教室/不登校ひきこもり相談室	若干名
主任心理士		
総括相談員		

2 受験資格

(1) 資格

ア 教育相談員(心理カウンセラー・適応指導教室指導員・不登校ひきこもり相談員)

次の各号のいずれかに該当する方

(ア) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有する者

(イ) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が指定する指定大学院を修了又は修了見込みの者

イ 主任心理士

教育相談員の資格要件を満たし、教育相談等で10年以上の臨床経験及び相談員等への指導経験のある臨床心理士資格を有する者

ウ 総括相談員

教育又は行政において管理職経験のある者で、教育又は児童・福祉分野に関し専門的知識及び能力を有する者

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条

- までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
<p>勤務日、勤務時間及び休憩時間の割り振りは、次のとおりとする。</p> <p>ア 勤務日は、週4日以内とし、月曜日から金曜日までの間で所属長が別に定める。ただし、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年西東京市条例第23号)第10条第1項第2号に該当する場合は、勤務日を割り振らないものとする。</p> <p>イ 勤務時間は、1日7時間30分とし、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>ウ 休憩時間は、正午から午後1時までとする。</p>	<p>ア 田無第二庁舎(東京都西東京市南町五丁目6番13号)</p> <p>イ 西原総合教育施設(西原町四丁目5番6号西原総合教育施設3階)</p> <p>ウ 保谷小学校北側別棟(保谷町一丁目3番35号)</p>

(2) 職務内容

ア 教育相談員

- (ア) 幼児、児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (イ) 教育相談に係る調査に関すること。
- (ウ) 就学前機関、市立小・中学校における教育相談活動との連携に関すること。
- (エ) 教育相談センターの管理及び運営に係る事務に関すること。
- (オ) 適応指導教室における指導及び相談に関すること。
- (カ) 適応指導教室の管理及び運営に係る事務に関すること。
- (キ) 不登校ひきこもり相談及び訪問等支援に関すること。
- (ク) 不登校ひきこもり相談室に係る関係機関の紹介及び連携に関すること。
- (ケ) 不登校ひきこもり相談室の管理及び運営に係る事務に関すること。
- (コ) 研修に関すること。
- (サ) その他所属長が必要であると認めること。

イ 主任心理士

「ア 教育相談員」の職務に加え、相談員等への指導に関する職務を行うものとする。

ウ 総括相談員

「ア 教育相談員」の職務に加え、不登校ひきこもり相談室、所属長及び関係機関等の連絡及び調整に関する職務を行うものとする。

(3) 報酬額等

ア 報酬額 日額 12,500円～16,100円

※3 報酬額は、職務内容が同様の会計年度任用職員の令和2年度実績です。なお、報酬額は資格の有無で異なります。

イ 通勤費及び期末手当

西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により期末手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4) 社会保険等

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5) 休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 一次選考

申込者には令和3年2月1日(月)以降順次、受験票を送付します。令和3年2月9日(火)頃までに受験票が届かない場合には「8 郵送・問い合わせ先」の担当まで御連絡ください。一次選考は以下のように行います。

ア 一次選考日

令和3年2月11日(木)

イ 場所 西東京市役所 田無第二庁舎

ウ 内容 筆記課題、面接等(※4 軽い運動をする場合もあります。)

詳細は受験票にて通知します。なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

エ 一次選考の結果については通知又は電話にて申込者に連絡いたします。

(3) 二次選考

一次選考を通過した方に対して、次のように行います。

ア 日時

詳細については、各自に通知します。(令和3年2月11日以降を予定)

イ 場所 西東京市役所 田無第二庁舎

ウ 内容 面接等

(4) 採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び二次選考の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和3年3月上旬頃までに合否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、採用予定日から1年とします。

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

年度当初(令和3年4月1日)又は年度中途において、採用職に欠員が生じることとなった場合、市(教育支援課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

なお、採用辞退されても、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿に残ります。又、次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いします。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

社会保険の加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であることを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3) 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、連続4回に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1) 申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和3年1月15日(金)から令和3年2月1日(月)まで

※5 午前9時から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎4階 教育支援課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	<u>令和3年1月15日(金)から同年2月1日(月)まで</u> ※6 午前9時から午後5時15分まで。 ※7 土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎 4階 教育支援課
郵送	<u>令和3年1月15日(金)から同月29日(金)まで</u> ※8 申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市指定用紙を使用すること。 ・ 履歴書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけすること。
②	令和3年度 西東京市会計年度任用職員採用試験申込書	当市指定用紙による。
③	質問用紙	当市指定用紙による。
④	返信用封筒 2通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定形長形3号の封筒を各自で用意すること。 ・ <u>84円切手</u>を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入すること。
⑤	受験資格の証明書(写し)	<p>資格がない場合には採用されません。</p> <p><u>二次選考時に持参の上、(ア)又は(イ)のどちらかを御提出ください。</u></p>

	(ア) 臨床心理士資格証明の写し (イ) 大学院の修了(見込)証明書
--	---------------------------------------

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問い合わせ先

西東京市教育支援課相談係 担当 高枝・工藤
西東京市役所 田無第二庁舎 4階 教育支援課
電話 042-420-2829(直通)

9 お願い

西東京市会計年度任用職員採用試験は、皆様の受験申込みによって試験の準備が行われます。

この試験は、市民の貴重な税金を使って行われるものです。

申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いいたします。

試験から採用までの流れ

